白光小

五

ル 4
3137
5

門 凡 3137 巻 5

日光山志巻之五

目録

御禊座記
巨石御燈爐 並銘
御番所
二王御門
御厩
御手洗水盤
諸家獻備御燈爐
朝鮮國獻備燈臺穗屋図
琉球獻備燈臺図
御宮略圖
同
滑海藻石
三神庫
金松樹
唐銅御香炉
朝鮮國獻備洪鐘図
鐘樓
石御鳥居
五層宝塔
阿房丸石
同梁上彫物白象図
御番所
輪蔵
日光山縁起 并序
阿蘭陀獻備焼物図
鼓樓

東洋文庫

御本地堂
御唐門
御拝殿
御廻廊
八房梅
御護摩堂
東通用御門
埋御門
御神號御位階
例幣使
法華八講記
同碑銘
陽明御門
唐銅御燈爐
御石間
坂下御門
銅御倉
御神楽堂
社家並一坊神人等休息所
大杉樹
御遷座
将軍家御参詣次第
御旅所
御假殿
同御天井昇降二龍図
御獨鑵
御本殿
上御供所
御神輿舍
御門主御登社御門
相輪樓 図
御宮歸
羅山集略
東遊 図 舞楽図 其二
唐銅御香炉
御門
御湯立釜 図
社家僧人以下神人員數
奉幣使式
御神迎御榊
田楽法師図
御拝殿
時鐘
御神事毎歳御執行次第
御宵成神事
渡
御還
御音楽
御本殿
唐銅御宝塔
延年舞
御神事御行列次第

日光山志巻之五

植田孟縉編輯

御鎮座之記

烏丸大納言藤原光廣卿

抑元和三乃年　尊躰を日光山へうつし奉らるゝ事ハ大織冠を摂津國阿威山より多武峰に定恵和尚乃うつしまゐらせられたるためしありとて御はからひいやはるかにたゞし海を放なる麓し天てる御神も後ふに倭姫命五十鈴乃河上ふ鎮座ある男山ハ御ちぎり敬宮佐宮よりかの和尚の三たび夜のやどらせ給ふ此寺びいとあれやう御現存乃時よりふかく大僧正天海ふ御神約ありてかく海のかうり宮むうを本りし海をさぞさぞうれしとやかれそなはすらんいましへ今さることとうり拝見きわまぢくあんおふいあれ

どおのそ人も此所をさへたちあれたり〳〵海ををいうぐきたうひ
らぐ〳〵むもこそとうちあのを僧正もあがうき社久〳〵くちれむつびあ
はれ名残はう乃万たば〳〵忘れぢ二月廿仏乃御ちうれとくくもさう
〳〵紀貫者うあ〳〵まぢやいこまきまう海と社尾にきぐふ屋きふも
あ〳〵ぢさて神殿ハ金輿に乗れ大僧正をはさ紀ふぞおいす次ま
山門乃頂学東関社学者ひり者れかぐ宝海あり所をまる羅〳〵蜀
禅をはぐう呉綾をきるめを加ぐやう〳〵耳を押どろうさぢといふ
車れ〳〵　汗所乃清名代ま土井大炊頭利勝松平右衛門佐正久
板倉内膳正重昌秋元但馬守泰朝名也騎馬乃行粧唐鞍うし馬副
布衣社ちふ〳〵ひ雑色ぞぬよいうるまぐおのくさ〳〵をはくさせ
さう社旅和をされ〳〵かあさ所のうしはくういとあ海さ〳〵もの宝
道い江尻より清見をとあ〳〵せ給へふむうひう三保の松原あを

やのに見ぬるさまをくゆ〳〵くと久能を尋ぐ〳〵宝ぬれば霊ぞ要を
涙をやぐ海〳〵移ど神輿い移〳〵こぐまる浪乃関をせ紀もこぐむう
松原のまつとう枕のり真津川のあ海うなぢらにあぐ見入を見
ては四河入海図一鹹味とを自然流入薩婆若海と親ぐうあ田子
浦ま打出れば濱ぐ〳〵ひま焼烟一むらびし〳〵て雲とやあり雪とや
あぐ〳〵らん風を吹ぐ見ぐ〳〵舟ぐも浪にうう屋りかるれ打ぬも
う〳〵ぬ日をあ〳〵とれの海ぐ合今日乃海とあ海りい富士山社禁苔独
寺ふり初にちる橘の色ば咲もあり是を見ぬ者住の程なるぞや
先そやの御法華ぐ〳〵毎うぐう社ぐ〳〵ゆりみちて花い
ぬく万る数ちぐ海ぐ〳〵梵音ぐ迦陵頻伽乃形ぐ〳〵〳〵くむつの
輪社ぐ〳〵ぐは六乃社宗生もぐふ苦我まぬれぬべくぞきふゆ紀
大元の田向ありがく〳〵涙ぐせ紀あ〳〵ぬぞう〳〵社布施ぐ〳〵紀

ひさけるこをいろ〳〵くや後夜乃沖法事みを人あつまりて三月
十五夜あれだきぬの月乃むろをえんと偏西れば〳〵あるをなのを
俗〳〵かんさをます〳〵佛も現生現滅乃よそほひを去免〳〵絵ふ世も
はそぐみはあり去をだ示司凡夫のかり法は名誉をおりよハ
墨の袖をうくだうをにたん西乃法師乃風よあびくと吟し小野の
志ぶ山ぜ山者ちを乃雲とおぐ〳〵もことをとハ折〳〵
かあ〳〵

立れ日ハ雲よりあ乃冨士の松ふ乃ひをかを乃山掛くの雪

歌を吾國の陀羅尼とのや

十六日みをよ〳〵をらといふ家を出て浮島原ことほりれりまは原
萩乃焼原のいは〳〵かとりえるとぞ帝ほをみ絵ひく春風吹又生
とぞはををび殆ひをる野徑荒く〳〵てちのひを〳〵ら乃乃を免

ぐ〳〵せぞ汀乃濤く〳〵くかぶりなることをく〳〵かくて三為ふつろ
せ為ハ供をは行列さのふにろ〳〵乃六十餘州乃人〳〵ろれさ紀をと
はどひ〳〵る屋〳〵爰笠をぬきて額にをなく神楽残れ〳〵ぬ
人ふ〳〵此ぬ神い大通智勝佛乃はをる涙とをん中せぞ十劫坐道
場佛法不現前と誦〳〵て法味をまねろ〳〵せ〳〵る
東照大權現をかく〳〵けまくも業師ほと帝法沖化現ありとぞさる
により照于東方万八千土はをろ〳〵をはくをあいせ〳〵ろ〳〵かの
は山ろ乃ろをうつさるせれり〳〵まは物よと共ふろ世中ふいひ
の〳〵ふをるをいざるふ月をすこ〳〵かをたりくれど沖法事いよ
屋にをそ〳〵られあり又乃日を比所ふれり〳〵はををを道ふ〳〵
あれど人〳〵のはろをを拝ぶも神乃沖屋をこ〳〵ある屋〳〵ぬ
をば箱根をよぐはろ絵ふよえもいはば山路水をうすく煙を

よめるうりやうく事を書ゆけば董などゑがきくさ紀家社ゆうを
この事書るをゑべーと石ふに又袖ぬを男かーうーて小田原に
ほろを張よ神法事やむごとなくゞゆえる
十九日も眠ねよかりうべ
廿日小修復の儀をとゆりあうあ蔵とゆうに足渡されく嚴に
うー彩信を雪うと浦ゞひ浦よあびく雲い起かとのこゞ見える
儀ものさうするあ方お女を玉ぎれ乃をゞ見我むあーくーくよ乃
神輿をゞ律こ事る法く中系社神殿よほーの世張よ神法事いとゞ
つるぐこれいこい所宮ものうを近き和ありそれを一宮乃摠社とゞう事
事浦いる
東照大接現を西より南こうを天ーの白根のゆきいくーう如神むうう
やいあーん

廿一日府中乃神殿よ荷せれたーまたあくる日を社ゞ和ふく
さぬぐ神法舎ーふとゑ事どもあり
廿三日山乃端ーらぬむさーー野よりあいーせ張よ草より出ろを
月法をういりの社さゞはるゞ抑ゞ萱生よをゞ事のどろに震よ
りるーー春乃ふゞ見えをいそゞ友よれくれくる春乃ほどきもの
あをれありくれゞ傷正
わよほをゞうすを乃神をぬしくりゆをのくるも春の間よ
拙うを社井を右にみくをるる波宮和迦水ひよりうゞ屋ーー事ふい
仏波大堂にをゞ浦ーせ張ひくれゞ社六日まゞれくーまた
大の所いむうーー仏保仙人開闢ーー慈覚大師中興あをくそゞちち
尊海傷正又おうーー張よ　勅願教代乃聖跡などもりかる靈地
なれゞ古を古く論類をいゞされくるを一生入妙覚とあん問答重

雅長はくし美つくせり法隆寺やりとよを大僧正みとさうに明翁
巨海をてら〳〵辯舌無礙をふかせり即故初後不二と判ぜられ
ぬをもて成〳〵数うがりなるき沖功徳うもあはこのな法華すぎて
河越媒主酒井彼後ちさ〳〵げらのふなゝれほくはこあぐれるは
心もはち〳〵にうぐ紀出〳〵るやうにみえうう土の媒中は名よ抑よ
みよ〳〵はち〳〵里ふりをを在五羽林のいりうはすれんとよみ〳〵和
天満宮神社ちまをで花の絵冥よ松ちどもみえ者ろむさ〳〵壁の
筋やちく〳〵ひるにうんれちすじつ〳〵に二琴三琴おとはをきれで
この屋るさを筋やたどをうくみよ〳〵壁の花りを花のよ筋とはうん
供奉はは中にきのむ乃風よ花のはをそるをみく
春風を袖よ抑るうぬりうを人岩うらみあぐへよみよ〳〵の〳〵花
あはさよ〳〵はあくるはいきてだや〳〵を沖中やどりみく依壁よ

はのせのよ去りつ者とい〳〵どど船橋もやうをぬらんちうひみゞをる
玉鉾乃ゆきうよ袖ふ裏も今たの茂山姫さはち〳〵どわかゞ〳〵ぬ
廿九日にあれど依野を一里だうゆはく裏くはといよ和はう意覚
大師生湯あこ西よゆ色とのや岩舟地義慶堪たにきくせあよかく
也ちき魔所る我あり々法神楽と中〳〵ふをは乃相かいする
備正の剱索市すど物〳〵絵ひはぬくの沖警固といひちるの法〳〵
ぐ〳〵ん上中下あと好〳〵にやみゞをとちをちゞといよ和を
西くゞ者にるく室の八角いみえるさるよ名言ゝ和ふく後成宗教
の去卵も秀歌をや詠ト〳〵さとうはは名はよいむをれくうを
空せゞはこちゝておらゞいあよりもちゝれぬかくく慶法よは
うをを人者よ一日たゞゞ表もくれちてよくるよ者どいひて沖法身
例乃やうにあり徒用の後こよひいおのくやよひのかゞをちまん

とかくしてあひあひはて涙そゝぐ裏のはてのつきえぐてゆかぬぞあはれ
つきはぬ袂に打たどろかされぬ
卯月一日にもなれば蝉の羽衣に立かへんと花のかるみたくなれば
うつりゆく光陰こそ矢よりもはやくされ共いひはてまれにおぼ
三日までたちすぬ在の礼奠御法事なはくの時拝し奉らば有は
きゆうばくなり
四日に日光山座禅院にはくの世なり去ぬにまれなど大僧正尭恕
の人々にありぬ袂く志をしきうせすにゆりそれ神も混沌乃むかしを
悔りるゆゑに生死のふたつの相代より結たる六塵の境を悔じ
たうゝ志たふく和光乃結縁なり志かのこゝによろこびなけすくも
拝ほやけよりかしこき神號をさづかまゐらせられ又たえむよ
の位にあげ見ぬせさせ玉ふよろこびれうへのよろこびよいかばかりや

御門よりて初めて　御家運は久かたのはえ長くさかうる袂のはち
久しく擁護しけるさんをいちじるしと志れ時あのくゑみはちの
えく万歳をぞよぞれるるそしが中に
東より照さん世は日の光山とうごかぬ志るしまいして
いさまいをれかしむぞくすきぞねがはくあるすに今いよ海あらば
かくて佛誕生日に御廟塔に御宝座なりさて十六日に新造乃
みやしろに遷御なし奉らんと議定ありけるとぞ
石御鳥居　總高二丈七尺六寸五分柱石花波し三尺五寸柱根入凡
二尺五寸地輪石八尺四方
東照大権現と彫る文字置揚總唐銅の御額を揭ぐ
後水尾院の御宸翰なり是は黒田筑前守長政獻備乃御鳥居なり
柱に銘文をしるす其銘は次に出せり此石御鳥居前に二三間隔て

御宮中總圖
下御供所
是より御瑞垣
銅御倉
神庫
神庫
三御門
御假殿
五大尊鳥居
御見遣シ

御本殿
御拜殿
上御供所
護广堂
御廣門
陽明門
神樂堂
繪樓
朝鮮鐘
琉球燈臺
神庫
鼓樓
神輿舍
御本地堂
朝鮮燈
オラジ屋
輪藏
御手洗屋
御坂
御坂

左右より甍し高五尺程幅二間程長サ二間許切石あく奥に揚るなり
杉の古木双び生るなり左右の冥々一面に数石にて二百余許光より
御宮居下地経く二王御門前石階のもとを石畳なり凡二拾間
御宮居ハ南向茲より中山通まぐいハ少々彫下せ大路なりて
長二町許大路乃東側ハ御本坊表御門通り西の方ハ　御殿跡地
乃御構なり里俗宮ヶ丘を稱して御見透しと唱へ
巨石御燈爐　二基
二王御門石階ハ下左右に建て凡高一丈許内彫石あく春日形に
造る大燈爐なり酒井讃岐守忠勝献納柱に銘文を彫たり其銘
次に出る
石御鳥居之銘
奉寄進日光山

東照大權現御寶前石鳥居者於筑前國削鉅石造大柱而運之
南海以達于　當山者也
元和四年戊午四月十七日　黑田筑前守藤原長政
仁王御門ノ大燈爐之銘
今茲有　鈞命彫刻鉅石改造靈塔以垂不朽於是臣亦表寸丹
聊祝不盡
寛永十八年九月十七日
若狭國主從四位下侍從酒井讃岐守源朝臣忠勝
石大燈爐　二基
石御宮居内にあり高六尺許元和二年二月十七日有馬中務大輔
忠頼造献の銘ハ
五重御寶塔　石御宮居と二王御門の冥りて西の方にあり塔内三間

四方本尊又智如来并須弥の四天其餘諸尊を安置せり八度安三年
小濱侍従酒井忠勝朝臣造営せり總高拾七間二尺柱金彫巻二重先
拵彩色外部壁乃上通りハ十二支を彫あり二重垂木彫菊蒔に方黒塗
扉又葵御紋あり外面ハ赤塗廻ハ八間四方柱鮮石ハ玉垣を構へり
御番所　二王御門乃下にあり日光組形支配の同心見張を勤む此
所より右の方へ杉四〜拾又八間程行く此番所なを是ハ御裏門の
見張なり其前ハ石坂をくだり大楽院表門前なを又二王御門乃
東の方に杉樹茂蓊とせ〜所ハ御厩殿の御旅所
滑海藻石　二王御門石垣高一丈五六尺其築石ハ中なる巨石ハ名
附く小田の見ゆる所横一丈四尺言一丈許
阿房丸石　是も右同所の方番所の後なり大石言一丈又尺程横
三間四尺許此面方ハ石垣の内へ廻迄るものあり巨石ハ名を

諸國より献るもの〜宮を〜りを導く星俗名其大なるを称して
演説もる委なり其謂を定り杉〜ば
二王御門　石御番居正面ハ間ハ二間半朱塗銅菊撞ハ銅株減金御紋
あり右邪羅延金剛左輔密迹金剛長一丈餘朱塗運慶作總丸柱の
上ハ金襴巻彩色内羽目ハ彫りて朱塗垂木墨塗表裏左右ハ間ハ格画
天井内柱上ハ菊ハ龍彫外柱上ハ金龍小雲形の彫なり冠木上中央
小金御紋附左右ハ行に虎乃彫御門扉朱塗御門内裏に金色乃猫丈
二頭踞居各三尺許御門より左右銅菊に赤塗せ〜屏垣を打回
東北方ハ裏御門を小至り西北方ハ相輪樘の色に成る凡長五六
拾間備二王御門より内を南方ハ石を敷詰幅一丈餘長ハ陽明御門
下を数百歩の間三曲小打て其左右を一面ハ丸小石を敷詰あり
此御門外左右ハ古大樹乃杉十根ばかりなり往古よりの杉なを

一の神庫破風下梁上にあり
右は嵐色左は白象大さ
凡五尺許有彫形
色みなり

といふ

三神庫　三棟亞脊造にして二王門を入て右の方に相双んで立ふ漆塗銅菩薩金物菊紋其餘かなものは鍍金花草木の極彩色柱上ハ金銅卷一庫毎に三扉あり脇側亟ふ階を設く一の神庫外長押上彼風下に氣色と白色との大象を彩色ふ図せり恰生るが如し大さ五尺ばかり是い探幽法市社下絵なりといひ傳ふ

御厩　二王門を入て左の方にあり三間ふ五間半素木造銅菩金鍍金神紋形ふ拵この外ものは鍍金長押上其餘所〻極彩色猿ふ花実乃模様内ふ祢繋あて前に木ふて組揚きる臺社上ふ銅桶あり唐銅の鐵製添さ一尺餘横一尺五寸許長二尺程厚七八分なるふ鍍金の神紋を附たり傍ふ馬官社席ありて言葉ふ言葉係の畳を敷一方に小簾殘掛ぐ

金松樹　神厩乃傍ふ松ありて実を結ぶ本模と稱するものあり石玉垣の内ふあり是い弘法大師言野山より移されて種なりといふ周廻一丈餘枝葉垂て茂生せり

神番所　神厩ふお双び銅菩拵赤塗日光組彫文配の同心勅番所黒人番所ふ番所を赤番所と唱ふ二間ふ三間あり

御手洗水盤　神番所乃西の方にあり神水舎石長八尺五寸幅四尺許高三尺五寸程なる内彩石ふて造り盤底より下ふ通出なるやうに設け自然ふ水盤の四方より流出せり元ハ鍋島家社寄進にて拵たものなり覆屋ハ二間ふ三間半許なれも又柱を内彩石凡七寸角程の柱ふ造て其石柱を四方乃一隅ふ立ふ完全さ是バ新合十二本乃石柱なり桁妻ともに内彩石ふて稲妻形の彫りあり屋根唐破風造り楹鼻破風板家株等鍍金のなり社唐草模様

軒先に金沖紋を附天井格彩色施彫乃彫垂木黒塗あり石柱の礎
石際にも彩際にも滅金かなものみゝ裏ゝり水盤石の後乃方に
銘文あ
奉寄進御手水鉢石鍋島信濃守肥前侍従藤原勝茂元和四年
四月十七日云云
唐銅御鳥居　御手水屋社前に建り沖額なし笠木に金沖紋五ツあり
高凡二丈許
輪蔵　御手水屋より北乃方堂五間半に面二重屋根銅葺中央輪蔵
一切経を納奉り前ハ傅大士左右ハ普成普建乃本像あり宝形造
堂内石壇あり中に方に廂あり後乃方左右共一間通り揚床畳敷
諸家獻備御燈爐　總数百十八基内唐銅十五基鉄二基石百一基年号姓名等明瞭なるもの
朝鮮國獻備洪鐘　龍形の下に一竅あり里俗虫喰鐘と唱ふ覆屋に並

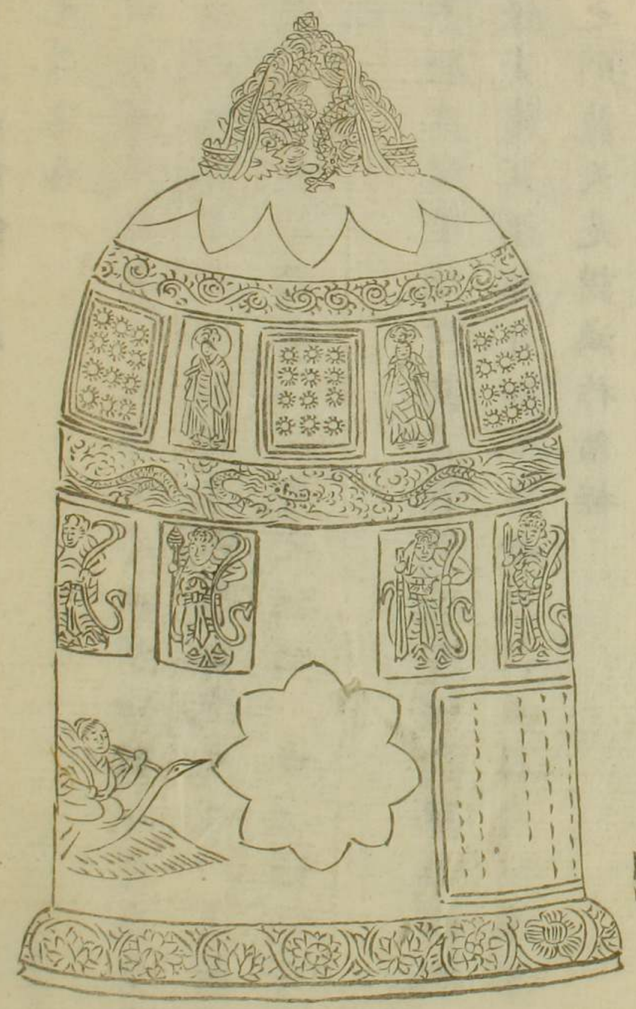

河湖子畫

銅の巻柱まるに方乃擂先ハ滅金せ〻象形を造る燈爐の覆屋も
造工相同じ

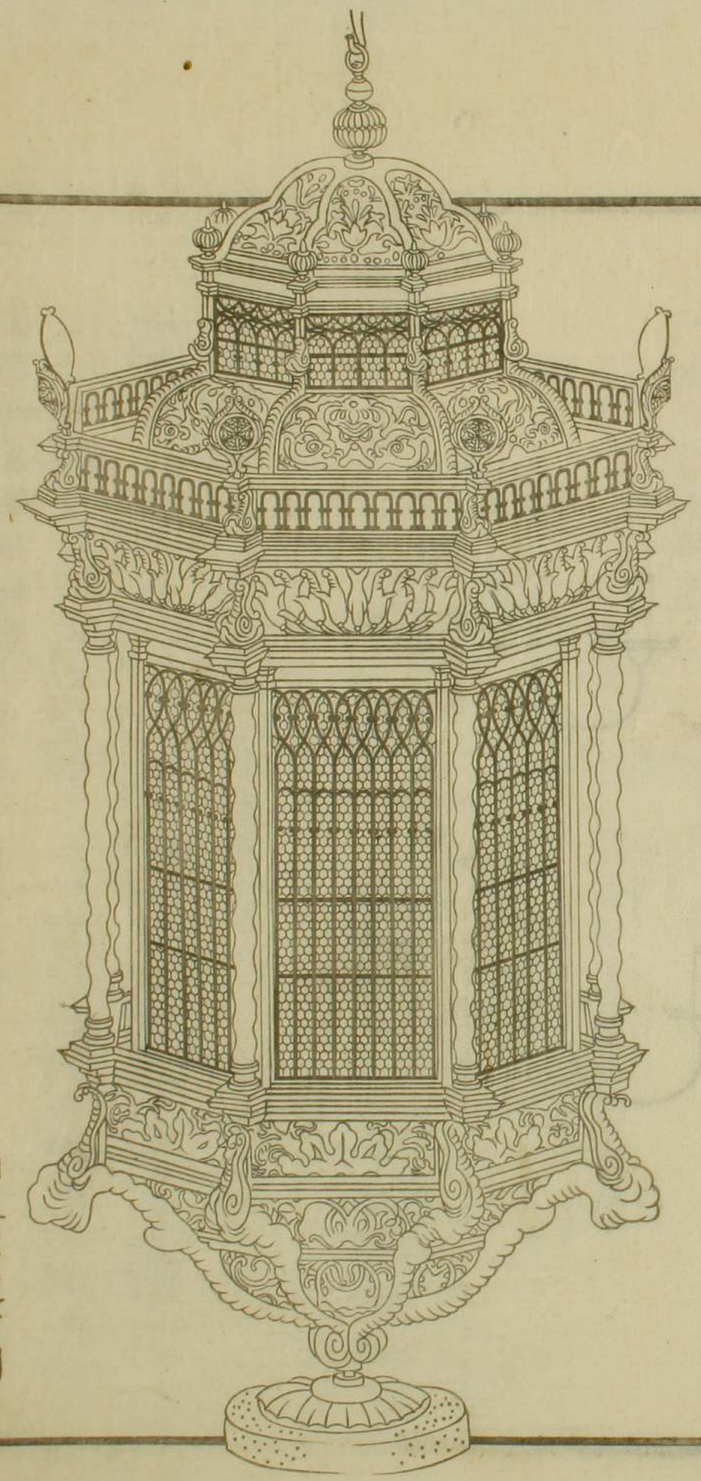

朝鮮國獻備燈臺穂屋

湖子河西愛貴圖

日光山鐘銘并序

日光道場為
東照大權現設也　大權現有無量功德合有無量崇奉
結構之雄世未曾有繼述之孝益彰先烈我　王聞而歡
喜為鑄法鐘以補靈山三寶之供仍　命臣植叙而銘之

銘曰

丕顯英烈肇闡靈眞玄都式廓寶鍾斯陳叅修勝
緣資薦冥福鯨音獅吼昏覺魔伏非器之重唯孝
之則龍天是謨鴻祚偕極

崇禎壬午十月　　朝鮮國禮曹叅判李植撰
　　行司直吳竣書

取放し正面に見る圖

茶図穂屋拵黄銅造　但網ハ鎖なり覆屋ハ洪鐘の覆屋と同し

上の紐附より下礎際を高一丈二尺許九角造此穂屋の内に

燈火あり真中の胴柱へ上段の枝釭九ツ下段の枝釭も九ツ廻り

附き其枝釭の表仕ハ図の如し

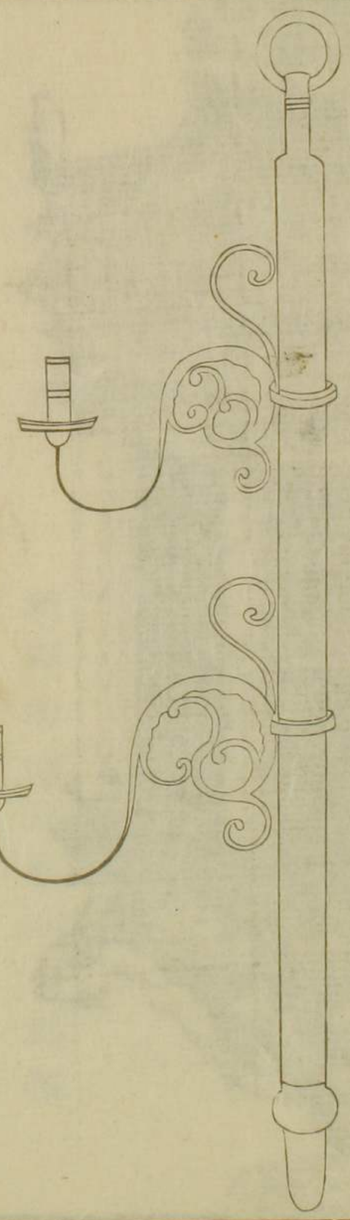

茶ヨ同釣

阿蘭陀獻備燈臺

枝釭一段ヨ十釭宛三段ヨ拵合三十釭を図の如く

廻リヨ附き上の紐附より下石際を拵る九尺許

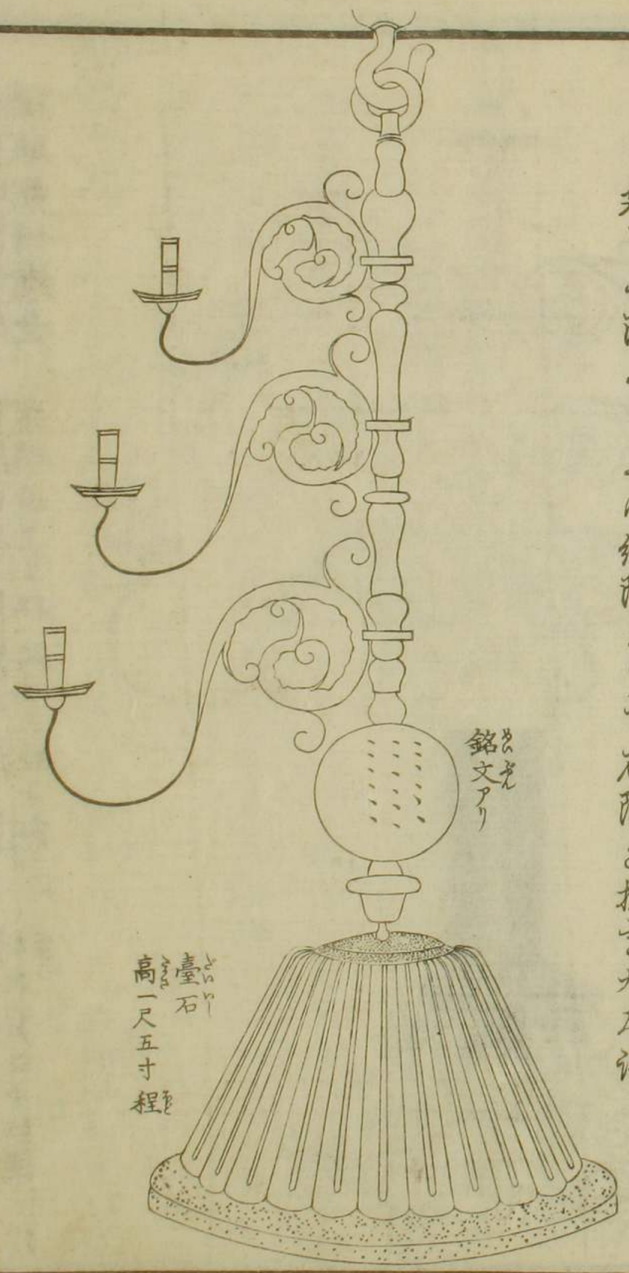

琉球獻備燈臺　唐銅造上ゟ釭一其下三段ゟ釭三十一釭但一段ゟ十釭宛

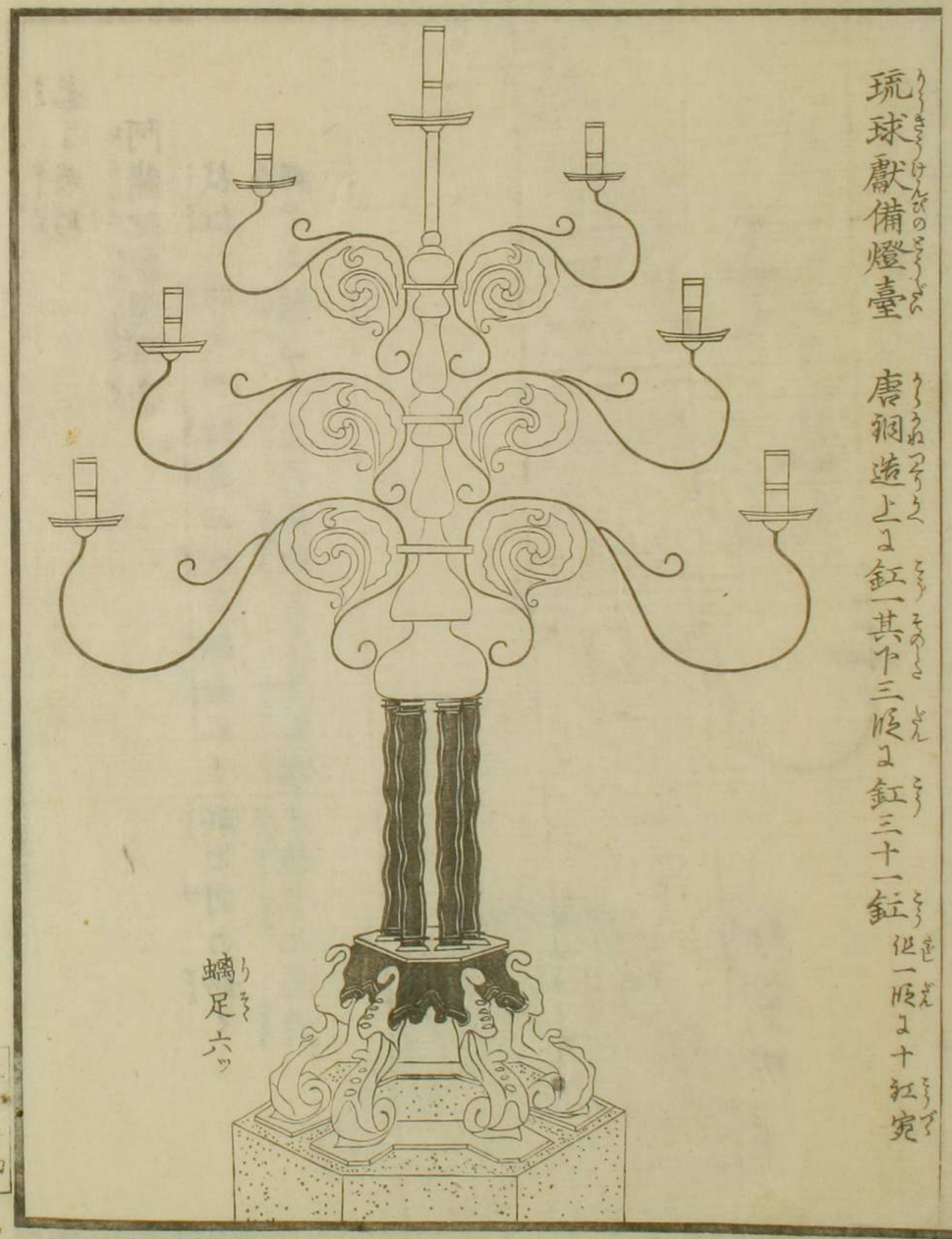

鐘樓　朝鮮鐘乃東にあり撞木凡二丈五六尺土臺石除三間に方柱垂木共皆彩色のふるの滅金あり

鼓樓　朝鮮釣燈台西にあり造工鐘樓と同

御本地堂　鼓樓の西ゟ大間造五間ゟ十間許廻背東向ゟく向拜に間ゟ七間鰐口を掲ぐ第三扉御内陣に間ゟ七間許向洋虹梁の上に虎乃彫物あり柱金襴卷長押上も同く地紋彩色金銀を塗り二重垂木黑塗滅金のなるもの丞御内陣天井ゟも長八間の蟠龍畫画あり特野永真安信乃筆あり堂内に安置まれる尊像い三州峰乃茶所を摸し給ふといふ左右日光月光十二神將に天王愛染明王千手觀音如意輪觀音を安置し給ふとぞ

陽明御門　午未向垂木割冥數ゆゑ慥ゝ知がたし大概に間ゟ二間余といふ三ツ先造に方唐破風廻背に方の軒に金物付大なる浅

掲ゝり二重垂木の下子定金物と云能を組出し其間毎に素木の
獅子数彫あり桁も木地彫牡丹唐草也彫あり柱十二本ゝを枻乃
白木也丸柱唐木色附よ仕立地紋綾菱乃中に固定を垂く其内よ
り獣草花乃雕あり第破風ハ金物也九彫ゝく沖額を
後水尾院降位の後也沖宸輪なりといふ
沖神輦也文字い金ふく其外を緑青を以く埋たてゝり高欄手摺
黒塗滅金の彫もの又高欄乃冠ハ唐子遊の丸彫揚上下乃軒通を
三尺間毎に金龍也附一本宛冠木上通りよハ人物又い多獣等の彫
物あり或い琴碁書画人物よは周公旦孔子顔回盧敖費張房琴高
誓康院籍豊干王子獻虎溪三笑四友九哲等なり表の左右あを拙
彩色の随身あり裏の方ゝを東に青色の風神西に紫色也雷神あり
又内外乃沖門天井也姫ゝ間ふ昇降乃二龍墨画花ハ狩野探幽守

信の筆あり沖修理乃物も為て手を不入右の作なり左右の袖塀ふ
白木彫なる獅子一間よ二匹宛二間よなり其下也通ふ広波乃彫
左右ともに同じ裏の左右を金獅子二匹宛沖門の言彩の四隅よ
金鈴をかゝぐ備也沖門よりしてハ守伝安伝両人の下絵也て巧ふある
剤刻ゲ雕ものゆゑよ世上に絶くも紀彫物なり悪枚等する
事を得ぬ殊にまゝゝく紀面きを以ゝ沖唐門より内を
たそ迄多き事のゝなれど唯荒増を記せり其餘ハ準じく紀面し
御唐門　陽明沖門よを正面なり四方株唐破風造正面の破風上乃
屋棟に唐紙まて造るものを里俗等悪といふる出有と唱ふ其
形ハ証阿のりく虎ふ似ゝるさゝあり長四尺許横よて繋あり又東
西の拝上よ龍二ゝ是も唐紙ふく長四尺餘あゝ沖門ハ唐木造正
面乃両柱ふを昇降の二龍よ梅竹を添彫し皆木地乃言彫なり中

陽明御門の天井昇降の二龍
昇龍ハ外の方にあり降龍ハ内の
方にあり墨画墨隈あり

梁ゝを素木彫の彫もの正面ゝ虎一匹乃丸彫あり御柱白木地庵
木色附總地紋も丸彫丸獅子御柱根い赤袖巻色絵のふもの御柱
上社方ゝも滅金かなものの正面冠木上も孔子十哲の彫物破風い
鳳凰欄間ゝは巣父許由或も七賢七福人等を彫ゝり滅金のふ物
鮒子地彫附天井素木地ゝ乙人を彫たり両扉唐木ふく菊牡丹梅
等の彫あり其餘細密なる彫工業に巧〻〻
唐銅御燈爐　一基御唐門外の東乃方にあり是い謂ある御寄進ふ
るものといひ無銘なれども其作へを考に
御瑞籬　御唐門乃左右より御本殿御拝殿を打廻し袖菅地紋彫透
し欄間ゝも草木花鳥の浮彫彩色なり
御拝殿　御唐門より内い庸人の昊ゝ拝殿を窺ひ不可ゝ祓を知ず
ゝ階下ふく拝ゝなる打ゝ其荘厳なる事十分一もまゝろふ儘し

がゝく適ゝ無ゝ間ゝも御涼祕なれを大概を徒せり御拝殿御正
面おゝそ拾一三間許横間ゝ五間程なり向拝下を御唐門内石敷なり
衆庶此御石補の所ふく拝ゝ奉涼ゝ彩を備御石補ゝ向を御階段
あり五級一面ゝ滅金ゝふものゝ張諸〻り上に御鯱ゝ三ツ掲り皆
金色彩を御濱縁并高欄ゝもに黒漆色ふく御内乃御柱向を拵金
ゝ〻外なる御長押ゝ〻を素木鳳凰乃言彫金彩色御唐戸黒漆色
金の唐草蒔絵正面の御本間御天井打揚二重ゝ格天井ゝ内〻岩
紺青ふく九龍の彩色其形皆吳なを御内承塵上に三十六歌仙乃
御額を掲ふ和歌い
後水尾院ゝ御宸翰なり画ゝは土佐将監ゝ筆ゝ東西乃御襖戸
東い金泥地ふく〻竹に麒麟の彩色西乃方い獅子の絵なり探幽
の筆なりといふ御拝殿ゝ東乃御間を御聴聞所と唱へ

将軍家御座の間と称せ御天井天蓋打揚造り真中ハ伽羅木みゝ
葵の御紋一ツを造れり御間の堺ハ御簾を垂るゝ又御間の東
の羽目ハ桐又鳳凰或紫檀黒檀たゞやさん等の寄木を細工目を
驚すゝる妙手を尽せり又西の御間ハ
御門主御方の御休息所と唱へ御天井の真中に天人の彫物西の
御羽目ハ鶯に松梅唐木よせの彫工あり御拝殿と御石の間の板
合の御柱を堆朱を巻柱と称するものにかゝりと聞き此餘結構
ある事悉枚挙するこを得ず
御石の間　御拝殿と御本殿のひゞの御間をいへ紅緋の御毫を敷
御畳下ハ石炭ありといへ此亀よりそ其結構ある事ハ尽さず
御本殿　御石の間より續く御本殿内に御幣殿亦又御内陣
又御内〻陣　御宮殿あり

殿の御屋根桐菅棟木に金御紋あり御破風に鳳凰を彫物
御本殿の御棟木に風木勝男木あり
御廻廊　陽明御門續き左右二間宛を黒塗そ是より先ハ赤塗なり
拠桐菅東の御廻廊指ゑ六間目より大樂院續きの廊下へゆき又
より前の方みゝ小〻打〻僅ゑ打ち御門ありまさ丈より二三打て
沙又長〻す屋て冥数を宮うに紛ぐさ〻又阿弥御つより左の御廻
廊ハ西へ七八間迄〻小〻續く事長く言御石垣の際ゑ〻止まり
坂下御門　此御門ハ西向なり素木造柱ゑ彫物あり格天井牡丹と
菊の打枝極彩色言彫垂木黒塗地紋金の紋唐草減金御紋附なり
此御門を御奥院に乃御門なり
上御供所　東の御廻廊續きに御唐戸口なり
八房乃梅　桐御倉北の方みなり古木なり来由を伝へず

銅御倉　東の神廻廊ハ接を外の廻りハ總銅ハ裏ゝる神倉ゆゑ
ハ名附あり神寶物數品納置るゝ所なり
御神輿舍　陽明門乃西の方にあり銅菅黒塗茶後ハ神唐戸ゝ
神天井ハ天人社絵あり
御護摩堂　神神輿堂より艮社方によれて本尊五大尊十二天を安
せり正五九乃中旬護摩修法あり銅菅向拝附階段ゝ正面社奥の
方ハ黒塗茶なる一間を緑青塗中菊外通り長押上草花乃彫模
やうなり
御神樂堂　陽明門乃東にあり神拝殿へ向ハ銅菅黒塗茶掛側階
段あり
御門主御登社御門　銅神舍社前にあり
神門主神方　神宮へ糸らせ玉ハ時ゝ神裏神門よりハ此神門へ被

為入事多り
東通用御門　神宮内へ東の方より社入口あり神裏門とも称せり
神宮内へ出勤する面ゝハ此所ハより出入ゝ社家等の休息所の意に
ゆゑ名字ゝ社家御門とも唱ハ
社家并一坊神人等休息所　前ハいハ神門を入ゝ右ハ接して洗長
屋あり
埋御門　二王神門より相輪撞まゝの神塀垣社下より通用ハ新宮
馬場乃方にあり
大杉樹　陽明神門下神鼓楼乃意に大杉三ハ株囲凡一丈餘の杉あり
古老の話ゝるハ此大杉を古より軍荼利杉と唱へ由されハ往古
此意ハ軍荼利明王社堂ありし事なるぞあらんハ外ハも二王神門
意又ハ神經蔵神手水屋の意ハも古杉なり

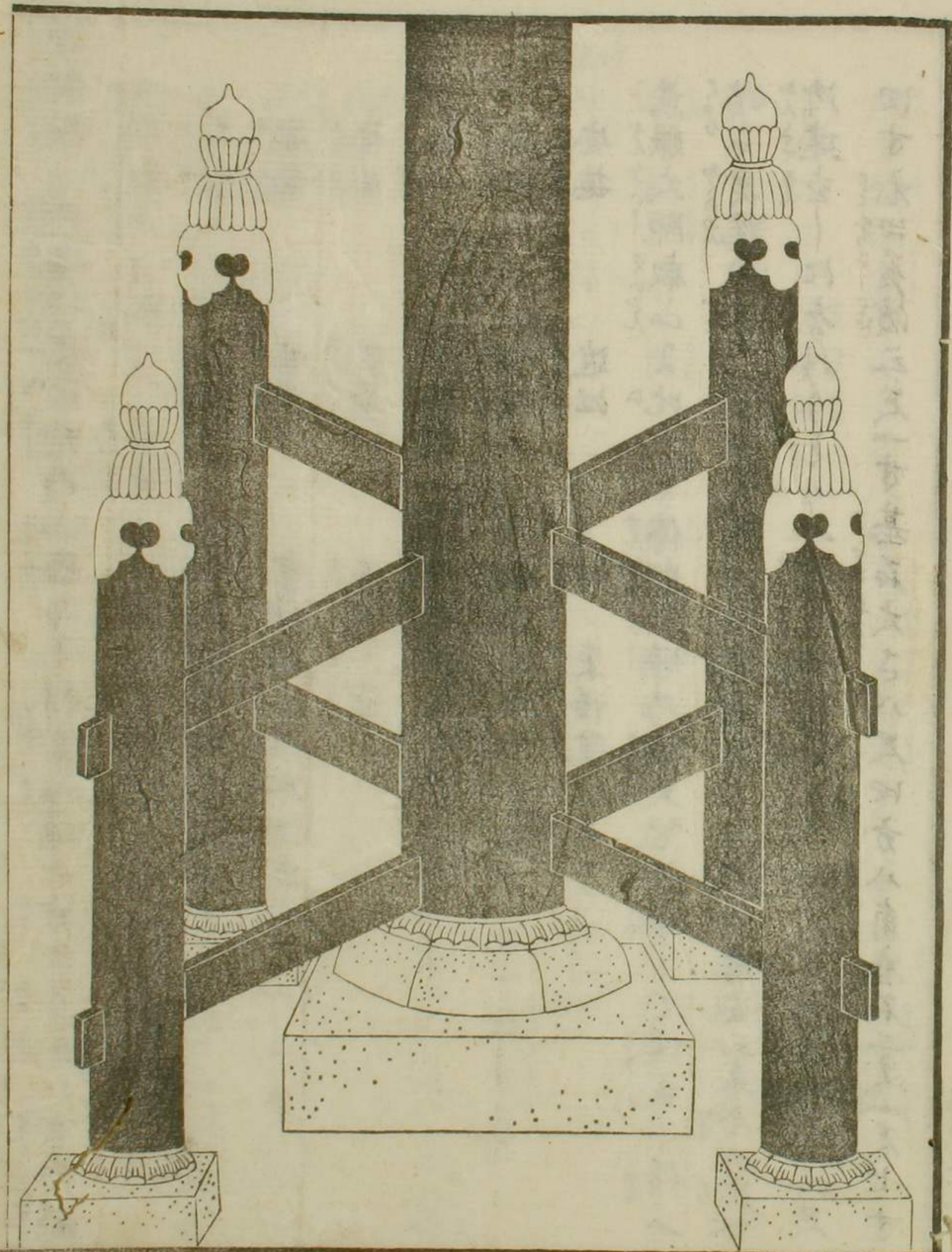

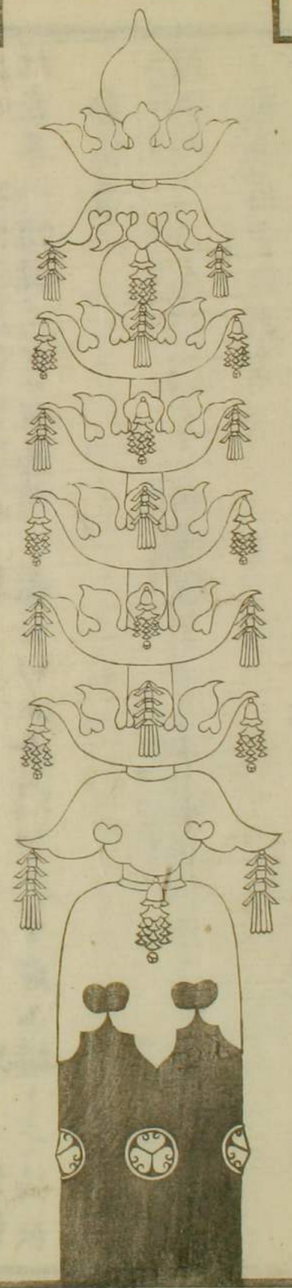

相輪樓

相輪樓　御宮御築地外乃山腹ゆく彩宮馬場の方に在是ハ古僧叡
大師叡山を初とし日本六ヶ所に建のふといふ

安東　上野　上野　上野國緑野郡にあり
安南　豊前　豊前　豊前國宇佐郡にあり
安西　筑前　在所不審
安北　下野　下野　下野國都賀郡にあり
安中　山城　叡山西塔院にあり
安摠　近江　同　東塔院にあり

慈眼大師叡山より比しく傳叡大師乃裕文を模寫して建立し給ふ
始め奥院の山へ寛永廿年七月建あひしぶ其後慶安三年今の地へ
御建立ありといふ　抱方地盤石より七間二尺外ハ根入二尺
にす元ハ長廻三尺一寸基石大さ八尺ハ方八角座石二丈一尺七寸

廻ハ控柱高一丈七尺八寸元ハ九長廻一尺八寸五分金瓔珞ありな
ものの二十ハ連金鈴二十ハあり減金かふものの下に菱御紋金ふく
亟々り長石の周囲ハ周ハ方許其真中に輪樓乃羽柱を建り樓
是も羽柱ふく形ハ凝宝珠ありり樓の図ハ右に出しぬくなり

御神歸御位階　元和三年丁巳二月廿一日　勅しく
東照大權現と授奉らる同年三月九日　正一位を賜ふ
御遷座　元和三年三月十五日日光山へ御遷座の事ふく同日久能
山より
御神靈を供奉しハ月ハ日に日光山座禪院へ入　御奉まるもの
事ハ上にあぎくる光廣卿乃ふるゝ紀ふ入りゝ事れを茲に
略す同月八日に
御神靈を御廟塔へ歓奉ハ同十ハ日

御神を御假殿へ移す　宣命使阿野宰相実顕卿同十六日

御神を御正殿へ移し奉る　宣命使中御門宰相宣衡卿

奉幣使清閑寺宰相共房卿同日

将軍家日光山著　御しゝ給ふ　御門跡方並卿相雲客參山同十七日

御本殿みゝく御法會御假行導師天海大僧正兒須正覚院權僧正證

誠

梶井二品最胤親王御布施被物禄以下勝て計ふ所ゝ

御宮殿　正保二乙酉年十一月三日　勅しゝく　宮殿を賜ふ是い

新帝御即位

大權現の神助ゝ因てありと云云同十七日　勅使今出川大納言

經秀卿日光山へ參て　御神前ふ於く　宣命を讀給ふ

例幣使　正保二年三月十三日　奉幣使下向ゑく　宣命を讀ふ

ひゝ式ありしを始とゝ是より例とあり毎年　奉幣使

中山道を渝あひ二月十五日日光山へ下著翌十六日の朝　奉幣

ゝ當山浄土院を宿坊とせゝる十六日拝殿に浄土院より奥

に參ゝ石乃御香居前みゝく下奉随身の数い家ゝふ仍て差ある欤

御唐櫃を仕丁等ゝ舁せ先ふ進ゝ御宮門を入　勅使い御香石

のをとより史生清士英雄堂等を從へ雁鼻皆ゝて陽明御門まゝく

歩をゝ此御門より裾をゝぐゝ御唐門を入御拜殿の階を昇て

御拜殿中央に　奉幣式ありゝく　宣命筑よゝ早て同日著

時日光山を發せゝ此て宇都宮通ゝを千住へ出ゝく淺草觀音境内

を小休とぜられ江戸を過東海道をより給ふといふ

将軍家御參詣次第

○元和八壬戌年七月　御忌

台徳公江戸十三日江戸　御發駕十六日日光着　御十七日
御宮　御參詣十八日中禪寺　御登山廿二日江戸還
御

○寛永五戊辰年十三周　御忌

台徳公江戸十三日江戸　御發駕十六日日光着　御十七日
御宮　御參詣廿一日江戸還　御

○右同年同月廿二日

大猷公于時大納言也　為日光　御參江戸　御發駕廿五日日
光着　御廿六日　御宮　御參詣廿八日日光　御發
駕五月朔日江戸還　御

○同六己巳年

台徳公九月十三日江戸　御發駕十七日　御宮
御參

○同九壬申年十七周　御忌

大猷公江戸十三日江戸　御發駕十六日渡　御今市如來
寺被為定　御旅館翌十七日如來寺ゟ一日　御逗留後光
為御名代彦根少將直孝登日光山　御宮參拜翌十八日
幕府今市　御發輿廿一日江戸還　御

是ハ今年正月廿江日　大相國家薨　御依為御忌服雖不及
御登山然被為成事ハ御当崇厚故也云云

○同十一甲戌年

大猷公江戸日光　御參詣
伊　御發駕並還　御日限不詳

○同十三丙子年　御宮御造營為御供養

大猷公江戸十三日江戸御発駕十七日新建之　御宮
御参詣廿一日江戸還　御
○同十七庚辰年廿五周　御忌
大猷公江戸十三日江戸御発駕十七日　御宮　御参詣
廿一日江戸還　御
○同十九壬午年依御宮奥院御宝塔御造営為御供養
大猷公江戸十三日江戸御発輿十七日　御宮　御参詣
廿一日江戸還　御
○慶安元戊子年三十三周　御忌
大猷公江戸十三日江戸御発駕大御法會御修行十三日より
御法會始廿二三日御結願廿四五両日法華曼荼羅供廿六日於
御宮内神事能御興行廿七日　御発駕前後十四五日之間日

光　御運営晦日江戸還　御
○同二己丑年
厳有公于時大猷言也　為二日光　御参詣江戸
御資駕十七日　御宮　御参詣廿一日江戸還　御
○寛文三癸卯年
厳有公江戸十三日江戸御発駕十七日　御宮　御参詣
廿一日江戸還　御
○享保十三戊申年
有徳公江戸十三日江戸御発駕十六日日光　御著山十
七日　御宮　御参詣廿一日江戸還　御
○安永五丙申年百五十周　御忌
浚明公江戸十三日江戸御発駕十六日　御著山十七日

御宮　御參詣廿一日江戸還　着

○羅山集云。寛永五年戊辰夏。四月十三日。　大相國發江戸。十六日。登日光山。當皇考神君十三回忌也。先是。尾張亞相義直卿。紀伊亞相頼宣卿。水戸黄門頼房卿。預來會。與詔使俱拜謁。十七日。　靈輿神。遊于山菅橋邊頓宮。山王摩多羅二輿從行。　大相國。座假閣而見之。十八日。詣靈廟塔。廿一日。還於江戸。　三卿從之。廿五日　大樹（家光公）又入山。厥明詣閼宮。翌日復詣謁神宮。廿八日。　大樹出日光。五月朔。還於江戸。　又云寛永十三年初夏。改作日光宮宇。今茲季春。　幕下以聞　朝廷。從之。於是。公卿殿上人。應佳招。以季春中浣而發京師。右大臣藤原朝臣教平公（鷹司）前內大臣藤原朝臣實條公（西条）三。權大納言藤原資勝卿（日野）權大納言藤原光廣卿（烏丸）新大納言藤原季繼卿（四辻）新大納言藤原兼賢卿（廣橋）權中納言藤原業光卿（柳原）中納言藤原永慶（高倉）中納言藤原雅宣卿（アスカ井）中納言藤原光賢（光廣ノ息）中納言藤原經敦（大炊御門）前中納言藤原氏成（ミナセ）十三年。四月乙亥朔。越甲申。十日夜奉遷　神靈於新殿。詔使。藤光廣。兼賢。永慶。雅宣。俊定卿。束帶著座。隆量朝臣。奉行事。預命奥平美作守忠昌。秋元但馬守泰朝。及那須郡士等。警蹕之丙戌十二日　詔使。藤公景卿。奉幣使。資勝卿。納劔馬使。藤康胤卿。讀宣使祝詞。　大上皇使。藤光廣卿。奉劔。　皇大后使。藤兼賢卿。獻鏡二面。是日。　幕下詣增上寺。拜台德院殿之靈牌。將赴日光山之故也。丁亥十三日。　台旆既出。戊子十四日。入古河城。己丑十五日　著宇都宮。庚寅十六日。出宇都宮。路經大澤。阿部對馬守。獻午炊。晚次于今市。點如來寺為御館。尾張義直卿。紀伊頼宣卿。自大桑村。到今市。拜謁。辛卯。早陟山。入御館。搆假于道左石墻上。以為　幕下御座。道右為僧徒假閣。甲午。　台輿發輙于今

市。路歴鹿沼。晩入壬生城。乙未到于古河城。晩入于岩築城。丙申還
著江戸。戊戌詣増上寺。告于　皇考也。

法華八講記

冷泉為泉

よ[illegible]ちびの屋さそ[illegible]ちで[illegible]の月それの日

東照大権現三十三回忌神忌よあるまりとの中天が下ゆをゆて
えぐきの〜ちろされた日光の宴すて八講地とまいるべよ
ちりなりて第指政殿下殿ちでめをり物りと人のうぐをなのち
つのいはさは等指院端方相府遥薦の者あ〜ちに　院乃沖裏ハ
かの異門雲大納言は古寅いおが〜ち〜猪ひて義乃者て家の
ぬきちるこがり えろくおりなせろ月〜ち乃沖ぶ人まちくきなの
ハ〜ぬる物ひちの〜沖ふちたくこにめぐりて者て紀のちるき
ぶど〜是や若蘭が手玉をゆ〜におやちろ人ち舞ちいと話ちいろ

ぐと[illegible]もあやふ[illegible]ち中〜ち〜ずやい屋はぐのをも人ちく に[illegible]
このはふはは〜なりて本前の麻衣ちるぐと物りひをち物を祇尾の
さぶ〜乃子里をかをるこ〜ちをべ〜やおを海よ毎ひに志ふよ
かけち〜ち〜ちてゆくて[illegible]通たどく〜この〜はを毎ぶ〜紀命をは〜ちる
百屋流乃紀の者もさなぐの〜花をりぐ和れるに[illegible]名物ちなの[illegible]
ち〜れて形を〜ち出て物り〜を[illegible]泳生は世るなまを一日の日
ち〜んにそれよを山乃月こりたなんやう屋くうぐ玉乃ろうみ
山ふいきり はきぬその乃たち〜ちの名家をを[illegible]ちすさめる
の〜やまとはこの楽ろ〜それだりし川をべて此ふをと
満形権現の地ふ〜寅補陀洛山と名付ゆよそ彼在上人はぐることと
ニ〜びさちてはぐめく寺をいとなりよをて神宴精舎とす
なるひい又参仁師の建立きりとも以ぐりとろや参い師弥の書ふ

弘仁年中上人住山乃ちなる世に補陀洛山記いと
こゝやうなりいたんや又紀尾嶽光を道孫皆続が栄をのこし満願
中禅乃ゐなるハ号蓮教光がその記つまるとゆゑの所なるあしかゝ
この縁起ふうゐる満願禅師の因位を見きを宇中の紅日姫乃
を伺ふれとあゞて去るをにいとゐのゝ所をもち元暦文治の
ゝ孫ゑ乃りて右大将頼朝の料を寄附せるよゝ東鑑に見え侍
そゝゆゝんかやう社草かゞゝだゆびもそこゑそれぬべゝそゑは
さ所をゐく今見る所乃さゐゆゝしく侍くさ去ゝ屋ゝらみあゝう
いとさまゝに屋もを見ゞとみゞのきあ紛るゑの御そゝ意ゞやこの
まて伺ゑ乃言殿堂の形場ゝつをゝのだにの社せゝ鑑山寺もゞ
このやゝと姫りさけゝるゝいと面ゞゆゝまゞゝ入山にあゝく
りさる山ゝゞのゝゝ長くまこ去ふゝていゐをゝひりこゝよふ

終乃むゝゝ姫りゝゆかゝいゝにそびゆゝ杉杉生ゝゞりてゝ弱の
横雲をさゝふ春ゝゝのふり去る雨乃さゐ業世を経てゝかく神
さび寺んいとゐのゝゝそゝよゝ石みちゝく社ゞりて石乃ゐ石ゝ
いゝる山額い　本院いまゞ御位ふ姫りゝまゝゝゐ時の宸筆と
ゝゆ姫ゝちのゐりゝ二ゝ門ふいゝりぬこの社乃ゐ居ゝいゝび赤に
三乃御花ゝゆゝてゝを京伽集寺の雨と居西ゝ御経蔵ゝこゝゝを
法象社ゝゞゝ所とゝて上を経乃産をゝのまふゝこのゐのひゞふ彩鑑城
きて地補を去きて導師をむゝ居ゝそゐひ勢り又石乃階をのゐ
ゆゝく雨ゝ本地堂ゝを赤社ゝ右に猿彼の横あり其外朝鮮ゝより奉
ゝる華鏡いと姫ゝきゆゝのに上ふゝさばゝる摩地ゞ詔あゞゆゝのり
ゝゞ地豊殿乃雲を去のゞざて伺ゝゝゝゆゝの祈りをいゝゝむ今見を
つゝて法仏集会社猿と居前にすゐゝる焼鈴い孤独ゐゝをゝれり

とあん曼荼羅仏母とかいるる時よりてに楽屋をかまへらる見をるて
陽明門ゆ入ぬ此額い　院の御門ゆりゐさせ給へかしこ給へり
そなんてるより人々裾をくゝし侍るゆめぐりいみゆ廻廊あり
山亭をたゝ右乃楽屋とて揚羅の中央にあるまてて舞屋を寄りそき
よりを中洋殿よのぼるさゝぐるかうせうの事羅友こいよるりるく
去ほるにいとゆあゝしゐ屋のそ十二日よりを御法事そゝ侍る其日は
説義を妙法院宮とそ殿下をたゝめくゐ君座のゑ眼そをくとのゐり
たゝむ堂童子は人養子は座にまてのちはく季雅朝臣い音楽の行
事まて伶人をゑきゐ君座舎の所にむりゆかへりのぼりての座の上ゆ
はく一曲を陽乃巻まて迦光殿有こきをこのゆゝ殿侍座よつきたく
まて階をくゝり退出ゆ侍る夕座の舞楽い賀殿古乃蘇大平楽長
保楽陵王納蘇利ありとのやむへを八乃音よくゝ侍りくゝも

ゝをゝゝとなのゝゝん事を思ふかのゝゝはき物まひ者んゐ
でゝそゐゝゝ見をゝゐゐる世の御ゐはれゐを出ゐくゝゝゝん
ゝいでや神のゝ御乃名よあゝの色きゐいづゝの水はゝて久しく
ゐりにきるをいゐゝ年は夏草の森神をひゐ申ぬ
今上は伊勢になりて和歌乃うゝなみゐゝび申ゐゝにきちこのくを
はゝかゝるいゝゝき御法の場よ立ほゝ梨侍ることさいれゐちぎの
えゐゝにをゐゝとゝゐとくよ世代神りゐ
大樹乃ひろきはめぐみをぎに絶波山はうげゐも海さりてあゐ
きでいや者ゝゝ法座ゝそはうゝゝなゐ者ゝち祇園ゐさゝを
大枝乃御うゝゝをゐりくちるくをとひかゝゝ猪ゐとゐや
文祿の二年ゝゐ御府よまの者ゝゝしにも貞観政要といゐ文
ゐゐゝめくゝゝゝゝゝ者りとなん行状よ見西めりゐるべきを

よやうづゝとて出くゝぐ〜寺西〜て〜迎思孫靖節集などを
をつよかゝしなごき宴と者ゆ結ゆゝかゝ身をてゝゆ五乃光
とゆゝつ是寺んも下氏ゆむゝ拝ゆえてなりゆくいよゝ

十七日〜

大権現乃祭礼とゝくゝ五のゝ〜えまくいさゆゝ者る石乃多者ゆゝる
ゝゝを者つらひて結家見物の所と成毘沙門堂大僧正公海人あ
まさゆゝゝ者ゆるよを始て榊木玄士寺ど何寺とゆゝ姫乃
具をゆゝる人いゝゝといよ数者ゆゝあ寺つゝくそのち神楽
三社さ紀者ゆる

大権現中い山五あとなるい摩多羅神とのも社日神人いゆ寺も
つゝゝ紀よそ者ひまゆ恒ゝ五ば十八日法華第五巻ゆ者ゆゝ者
いと晴ゝくさゝ出る日の光りも山乃名をなゝゝゝゆ者ゆ者よい

人ゝ深殺来にとそぎてそのきゝ花やうに見ゆる
将軍家も神楽所を拝ゝまゝて大行道見ゆよなまこの人数よて
ゆゝじ結いんゆどもいゝの名ゝとて雲霞い列ゆ立侍ゝず行道とゝ
ゆて法眼洋厳乃座ゆゝる紀者座ゆ結ゆゝ法ごゝて尾張大納言
紀伊大納言水戸中納言越後少将南の座ゆ法ゆゝそのゆゝ一門
執権の人ゝいづ是も旨養子に候ゝゝ法今出川前大納言座を立
ゝ沖麓と巻京指法眼ともに平伏その〜ち論議ゝする者議い
号教法親王ゆと〜沖十ゆよゆゝ沖者いとたゆゝとく言
紫社流ゝゝとゝゆゝゆゝゆゝ者ゆゝたゝまゆゆよそ人の涙い
いよよも者ゝゝ

柳営の沖袖を者ゝにものゝたまゆゝと者ん十九日合沙曼荼羅供
大樹以下の沖若座さのゆのゝゝきゆ乃導師を毘沙門堂大僧正

とのや雅楽寮獅子舞蓮伶人をひきゐて幄屋よりいでたまふ
楽屋の庭よりはこさせ給ひて御前にて
乃養子取せられたるに庭をかまへられ
拔頭還城楽胡蝶小童乃袖よりかをるべし　桃李花鳳凰楽
ぞうに雲をゑがくがごとき物の音聞ふるがごとく琴の
爪音をしらべそへ　こうちをせ一日ハ三摩耶戒乃灌頂神前にて
いろ沙弥教授を
発菩提法親王ゆり沙弥受者
当教法親王大阿闍梨ハ鬼海門堂大僧正とぞ申る　雅楽ハ採桑
老新蘇鶴洞州林歌打越楽狛地結解の日乃詔敕ハ公海大僧正
あり法事をとりて徴素おのく奉幣のよしきこゆれど厳下いい
づれ　きんその日ハ去る四ぐあるる日なんなきゆゑ

出の日もいるとゐるをあてはめたるにはうまつる廿四又日法華
万部経供養の僧ハ子二百にとなん廿六日ハ神事の御結願とて
親世令春ぶくいふ猿楽の名伎数をそしてあり法どふ留鼓の者
ゆゑ　ものぐるとて見もさるぐらいの雲成とぐもるをぐひといへどさう
ありかくらぐらぐ法大法会もゆゑなくなれ　ばみな人
ふるこぶ事かぐうなく
大樹の御くさもあるぐりわ　ばとぞつくうき猿ゐる者ゆく
一日二日ハいと涌あるわうを得て名を和んぐんも拔出海
くれだ去まる人ゆゑ物ゆゑ　ぬぎあひ法　就尾寂光寺どかり
ゆゑて和　足ぐらそのくるくさをい是以乃ゆしつきぐ
くびのよそひうをだうをかれ法者て板のはとにいさといとます　や
山もくふ名よかくれば出る日法むりを花とちく法御法

たゝえ法むりをこゝにやハらげて神乃宮居いちりもゝすゞ
ふるなゝやその山姫のいのさひ子ゞ和りこの者のこゝ峰ゝ志ゝ雪
むゝしゝきて玄井の流も今やまゝ人ふゝえきるふきげ乃橋
いくゝ年世をゝるゝハ聖ゞ乃教そへてみゝとの杉よ文もいひ君ん
にぎゝそへる煙やゝに立ゆきゝ民乃ゝ海どをむゝろのやゝまに
光をゝるにゝ人後をゝそゝい貴茅ゝ杉ゝそのゝ赤い帝もゝ心どゝつゝ
九宝やゝその井よおゝゞ演乃名のゝゝろどにやゝど法雲のゝゝ人
ゝのゝ文ゝゝろきすゞなゝき遷ゝ乃面より流る流の尾乃水
かゝこゝれあゝぐも高ゝ杉風ふ人乃面まゝでなゝゝく茅ゝゝ

慶安元年ゝ月廿九日

御旅所　長坂を登り右の方なる地をいゝ中山通りなり神旅所とゝ
別よ神宮殿を設ゆふゝ所ゝ此神旅所と称ゝるゝ山王の社なり

其本社へ神輿三基ゝ名なるなり山王社大間三間ふ二間袍向
拝附朱塗上葛も朱塗なり榛菩薩に拝殿あり巳間ふ五間許丹塗
榛菩薩後よ廊ゝり上葛も黒塗大床造神車の御供神の式あり
神供所も設ゝく山殿へ歩廊を亘ゝ東遊舞楽を奏ゝる所ゝ拝殿と
本社の間乃石敷の所ゝく舞楽ゝ奏ゝる車なりまゝ山王社乃ふ
家よ東遊ゝ石碑ゝり

東遊　神祭儀乃節神旅所ゝく奏する舞曲ふり伶人の内七人ゝく
脩せゝ其内舞人巳人ゝ紅紗の袍ふ下襲袍ゝ表袴ハ白精好に青
摺の模様下袴ハ緋精好の大口陪従ゝ三人ハ家ゝ紗袍ふ蝙蝠を
縫ゝる鬘衣下襲ゝ玉出色家乃利貴右の七人ゝりに騎馬ゝて
神輿よ供奉ゝ神旅所に到る入　神乃前伶人神安座楽ゝて拔頭
を奏ゝ神三品立ゝ神膳ゝる是を上ゝ神膳と唱へ此時十天楽を

御本殿
相覧

御拜殿

奏し奉るそもそもより東遊を歌舞を陪従の内一人は神楽歌を唱へ外
二人は篳篥と竜笛を役せ舞曲終りて御膳を屈し陛下御膳
と称し奉る山時伶人羅陵王を奏せる事とぞや
續拾遺云式部大輔資業が伊豫守に侍る時彼国乃三島の神ふ東
遊し奉るをよ名る統国法師
宮と濱ふ天乃羽衣むり〳〵てふり給ん神やそうふれそ〳〵ふり子
とよめるも爰の御脩祭など紀結縁よふそ乃うざらめども社前
に奉る舞ぎ〳〵ん當御山乃御神事い綾羅錦繡の装し荘厳なる
御脩祭ハかゝ御〳〵もか〳〵ぎ紀
御神徳の久りさの乃名と〳〵しくめぐ〳〵を又あづひなすき御子
ふぞあり〳〵る

東遊碑銘

碑石長六尺五寸許幅一尺五寸厚八九寸
基石共擂方凡一丈余

日光山歳脩

東照宮祭禮京師伶人來奏東遊神樂其後廢絶
久不奏焉吾
一品大王欲復其儀寶永三年秋請于
大將軍綱吉公
大將軍速允其請召伶人攝津守多久富伯耆守
狛近家豊前守狛近任木工權頭狛近業左近
將監狛永貞傳其曲于日光伶人四年四月料
給三百俵以充其費自此毎歳四月九月脩祭
之日必奏以為常保孝受
大王之命謹記其由以勒于石
寶永五年戊子四月　丹藤内藏權頭從五位下藤原朝臣保孝謹書

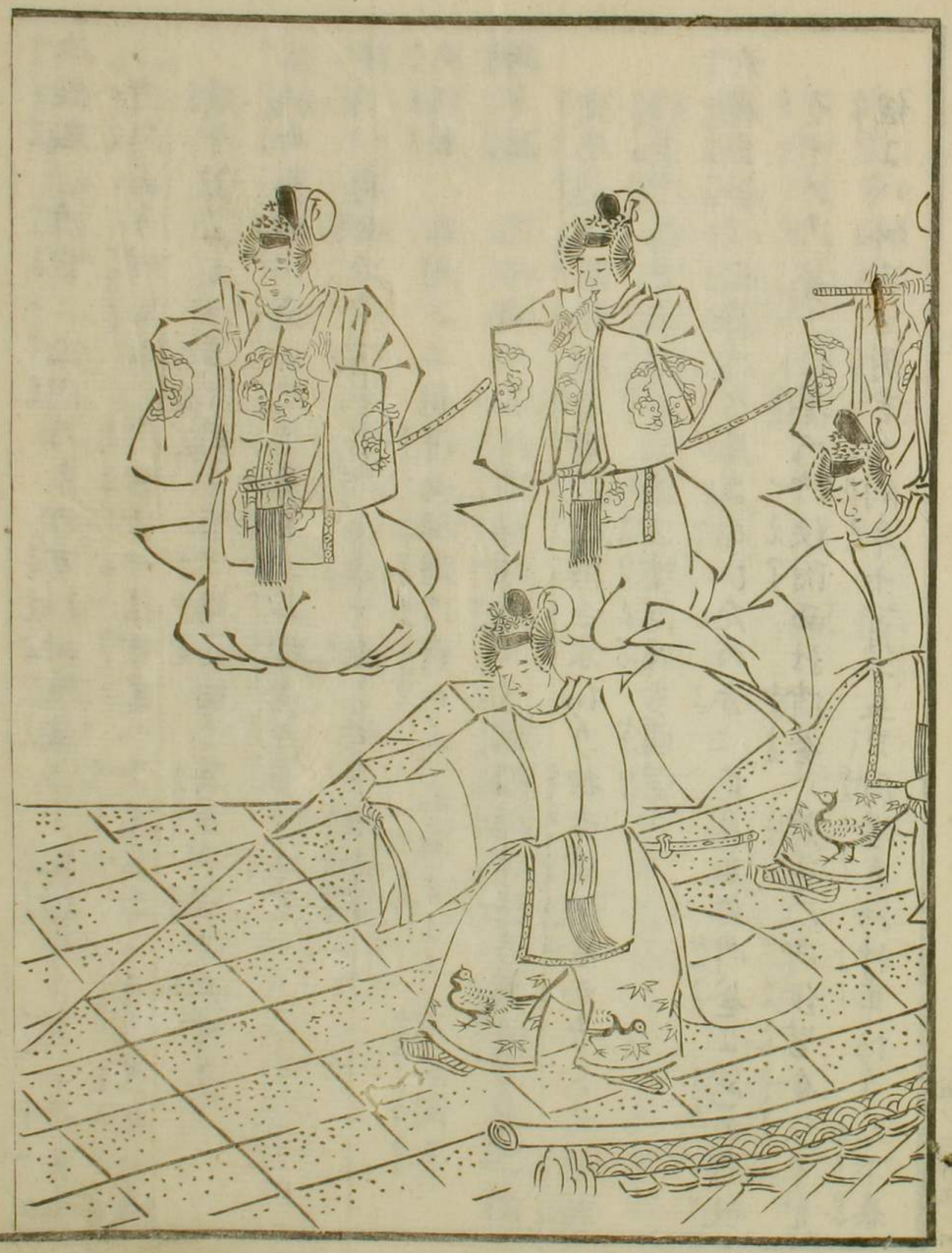

東遊舞樂の圖

華山渡邉登

御假殿　神宮二王門乃東の方杉樹陰森と〳〵幽邃なる所ふ神矢来
神門あり此所を　神宮法假後中宮へ下遷宮ふ〳〵事ゑ其餘ハ毎
歳十一月十五日神社前まて神湯立ひり其事ハ次ふ出せり
唐銅御鳥居　南向神名居前ゑ石燈籠左右に建て
御門　南向此神門よりて神瑞籬を廻らせり拖赤塗
御拝殿　五間ふ二間許向拝附神鰐に三ツ三扉丈より神石間ゑ
御本殿　凡三間四方祀神縁押廻〳〵高欄障子ひり左右とりに一間
宛揚蔀神屋根銅菁金神紋附手水ひり拖赤塗滅金かならの彫物
彩色神柱も金銅巻三扉黒塗階段も同塗
御湯立釜　三基神名居ゑ向ひ左の方にあり東の神釜ゑ巴の神紋
ゑ中の神釜ゑ葵乃神紋附西社神釜ハ蓮荷乃神紋皆金紋ゑて
廻ゑハ獅子を附きり例年十一月十五日神湯立社神事ひり天下泰

平國家安穏ハ神祈あり神楽舞ゑて神桟敷ハ仮らのふ〳〵出来し
ハ奉行出庭ハ桟敷ゑて是を鑒し終ふ神別宮大樂院を初一山乃
衆徒其餘出席ゑり神楽男二人神人三人湯立男一人出勤神釜ハ
寛永年中神鑄製の由前段裏に依て享保廿年舊稼ゑ従ひ新製改
鑄し由ふハ銘文ひり
時乃鐘　神假殿乃前ふ〳〵南宗堂ハ証赤塗拖菁接接寮社承仕三軒の
事初ゑ記せ〳〵ゆ名義ふ略せ
唐銅御宝塔　一基神假殿乃左の方にあり南向石玉垣を廻らせり
是ハ文化九年十二月晦日大樂院より失火〳〵く銅神倉ハ焼亡乃
砌神宝器の灰燼残爰ふ填〳〵神供養ひり〳〵神宝塔ゑりとゑ
社家祝人以下乃員数
社家祝六人　古爲氏　猿橋氏　齋藤氏　江端氏

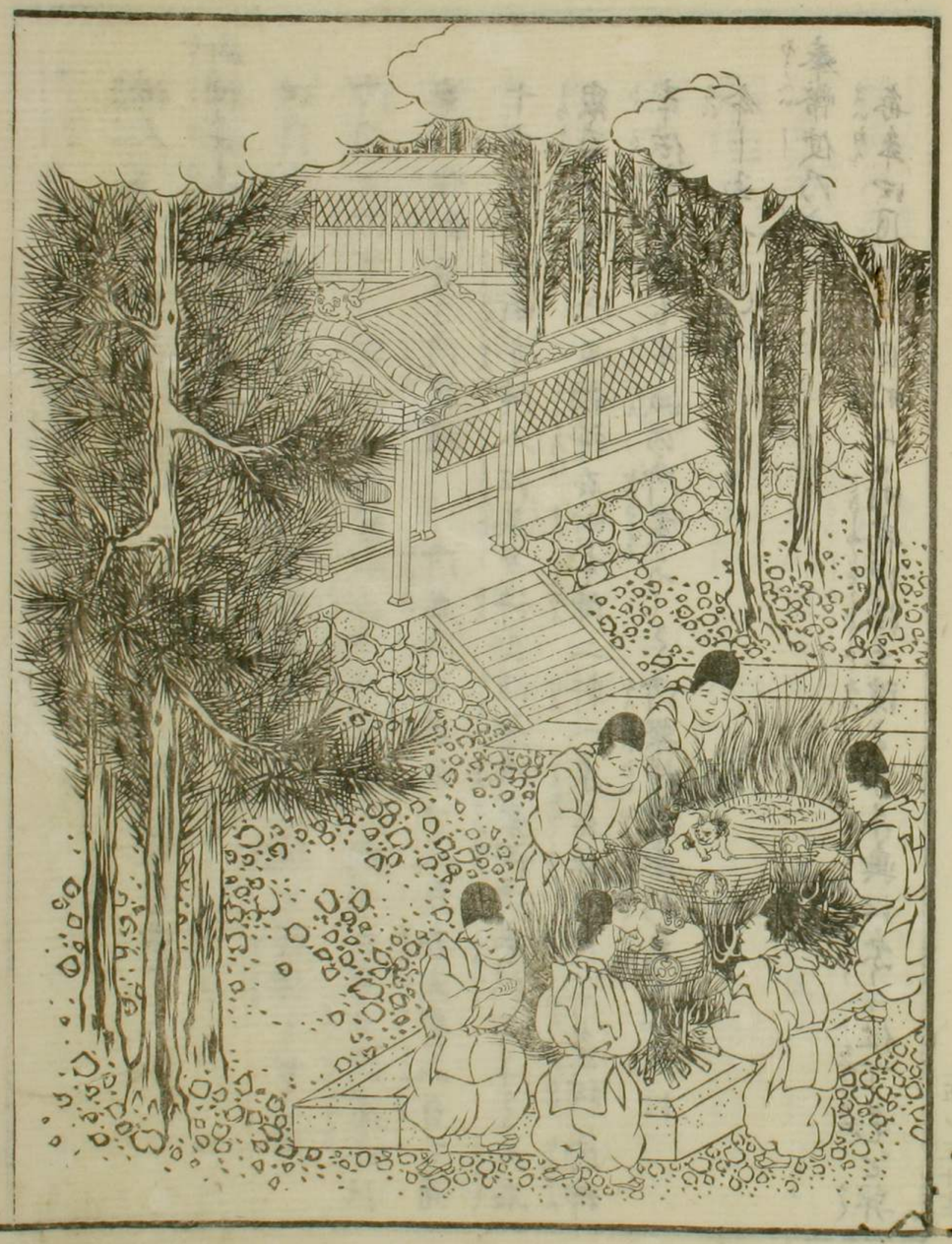

御假殿
御湯立
之圖
相覽

古橋氏　中磨氏

伶人二拾人　宮仕十人　神人七拾六人　巫女八人（或八乙女とも唱へ）

御神幸毎歳御執行次第

四月十五日朝例　幣使御著毎年當山浄土院を宿坊とせゝ法

御門主御方ハ同十二日東叡山御發駕ゝ同十五日夕御著山社

幸ハ恒例なり御祭禮　御名代言家京一人宛毎年登山して同

十六日市幸町本陣入江某ゞ許より着御祭禮御奉行とゝ大名

衆麻家同十六日朝神石町本陣二軒へ糸屋伝九郎の御祭禮ハ御神

幸供奉の式も半減の御宮ゝゝ御祭禮御奉行宛も一人に

命じ為よしよ

奉幣使乃式

毎年四月十六日の六ツ時宿坊浄土院より手輿に乗し仕丁先を舁

随身左右ゝ扈従し石の御名居前ゝ下乗し雁鼻皆ゝて歩行せ

らるゝ陽明御門内東社御廻廊結合所へ糸入せゝ啓案内　御宮へ

登殿ゝ後是前拝殿ゝ浄土院より衛士史生等裝束し雑掌物衣を

著て御唐櫃三棹仕丁に舁せ　幣使より先達ゝ　御宮内ゝ糸入し

幣使　御宮門ゝ登殿ゝを待受て衛士史生等御唐櫃を御拝殿へ

す名ゝて又階下へ下る丈より雑掌捧御位記早て階成くゞる

奉幣使御唐門より裾を曳て階上へ進ミ西ひ御拝殿中央ゝ奉

幣式ありて　宣命を読ゝ終り退去待合所へ糸ゝ啓又案内

ゝ階を昇て御ゝ奉幣の式終りくれた

御宮門迄出ゝ御名居前より宗輿ゝ　御霊屋へ登ゝ啓御祓

早て浄土院へ帰装束迄改ら啓御本坊へ入り終ゝ

御門主御方御対顔の上内餐庭の幸終ゝ宿坊浄土院へ還へ西ひ

御旅立即日浄土院を発駕今市より宇都宮通りを千住へ出て江戸を
通るなく東海道を京都へ登るなり 下向ハ中山道を通り碓氷峠を越え上州玉村田新より下野玉梁田へ出て例幣使街道栃木を
経て日光山へ赴き給ふなり 此道を例幣使街道と唱ふ

御宵成并神事

四月十六日夕七ッ時
御門主御方御登 社被為成御下りありて
東照三社并御神輿 御宮より新宮 日光権現 拝殿へ渡御し給ふ
社家伶人等行装を刷ひ其余御神事に与るもの御祭礼の具を整
神輿を供奉し日光山并行列組の先を初とし其外諸役人厳重に
警衛し神輿を渡し奉る是を称して御宵成并神事と号す 翌十
七日も此拝殿より御旅所へ渡らせ給ふ
還御中も神輿出に 御宮内へ還入為させ給ふ 神輿還御の時三神輿を神輿舎へ納め奉る時伶人等舎前にて太平楽を奏す

延年舞 此舞は毎年二月二日新宮祭礼にも行はるる式と相同し
毎歳四月十七日御祭礼の前に行はるる事なり 此三御神輿を新
宮拝殿へ前夜より御座なり 僧衆二人あり 一山の衆徒の内附
弟の中備へたる事にて古実の事なりと聞ゆ 抑此舞を天下泰平
国土豊饒の秘密の舞なりといふ 慈覚大師入唐の砌伝来せられし
天下泰平の舞なりとも伝ふ さて御祭礼当日の朝五ツ時に舞衆
といへる僧先両人形を白の五條袈裟を以て裹み緋縄
紫の帽子を着し白の大口袴を着し縫刀柄を巻ざる鞘に放し同
貫し又鍔もなく梨子地塗の鞘なるをうしろに挿
みな結び鼻高面を着し御本坊より両僧相双練出る
従ひ向張着の仕丁数十人供奉し其次に
御門主御方御輿にて同じく出させ給ひ石の御鳥居を入らせ給ひ

彩色通り新宮拝殿前に立らせ神輿前まで神僧法をいり其後に
神輿を迎ひ監臨しまふ三佛堂前南の方に設斎壇を搆し而ふ
く為習く義ひ中陰より一人を黒き烏帽子をこの様り又義を
このすぐ衆僧を拜壇の後ふく義頌を唱ふ　三月二日ふい式義壇の西面へ神社る
一匹牽来く廣壇に立り四月神象
礼あり式　車あり　神祭禮は奉行其餘諸派せり毎程義終せ
神門主法方は神輿を旋しまふひ拜完其餘の僧も同じく山路ふ法ひ
神社　坊一帰らせ少しくあて四種を捧げ宮を為く出神門始ろう
御神迎乃御榊
普通の神象ふを榊とく神車は先ふ曳渡を為せど當山神車ふい
そ色と異なる色は種を付くと云とく神旗祈乃うとより白張著
付ものは凡三百人許警固森上下百又拾人一度ふ回者を揚く神樂
補家を右は神名居内へ曳来る爾しく神神車の供奉残採出せり

式は為に御神迎は真賢木と唱ふ他の神車にをもある榊といふる
ものを冬木ふく椎樹ふ似く小葉あるものといふ當神象の榊
い夏木ふて幹枝繁ものに娑羅樹の如し尚和乃俗語ふサルナメ
と称せ是花い久自良村の役とし毎年度宛地乃山林小名
エヅラといふ和より抜出せる事なを又榊をで普通は神ふも
実先ふ曳渡をといふ得て真賢木といふ由を伝ふ是ど是い俗
説るを賢木といふ字い古事記まるい日本紀ふを出さり万葉ふい
神樹と書るを後世に至り神木とかきて大是を神ふに用ふる木
なりとく後まる二字をお双く一字に他を竟ふ榊といふ字を用
るとこぞ
渡御還御は音樂
渡　神ふを慶雲樂　還　神ふを還城樂を奏せりとい

御神幸御行列

兵士鉾持　兵士百人　警固二人　宛麻上下ふく先に立幸い

下皆同警固二列に第列より進み歩みを其跡より兵士五拾人づゝ

二列に歩みの形を兜を被り麻地の袍の色と花色と五拾人宛和交り

袍は風凰を白く染ぬき減黄に波乃模様ある奴袴を著各手に

鉾を携さゝり鉾柄ともに長八尺許柄を黒漆色ゆなゝの惣滅金太

刀打の色に小籠乃如きものを附ゝり面ハ仕立片面萌黄片面ハ

赤地に綿細附の色に巴の紋を滅金ふものふく附ゝり長一尺

鉾幅六寸程ふく先を剱形ゝ紋のゝとより三流に裂面り其剱

先並に細附かなものは皆滅金なり

職士鉾持　神人壱人

鳥兜猿田彦命赤面を被り萌黄地の綿に地紋色袍を著ゝ紺玉造

色ふく白く雀形の模様を織出ゝ奴袴にて糸鞋をはきり

獅子　二頭　一列に神人三人宛組合六人あり

二頭とりに金色一列ふを唐織ふく煤竹色の地に黒く虎斑紋文

あり一列を青地色に唐草の如き模様各織文あり普通の獅子と

異するものい絵又は彫物などをとすを蛮耳ある図形者山乃

神神幸に獅子は立耳にゝく獅文なる織物を被るゆゑ世俗ハ虎の

形なる面ゝといへ獅子乃生獣をバ和漢ともに現に見るなり

なを紀ゆゑ古より獅子とゆゑ出すとゆゑ當山ふくも獅子とも称すれども

普通に神幸に獅子を出すとゆゑ當山ふくも獅子とも称すれども

獅子にあらず虎なる面ゝ然其形を拙ゝて彩る面なるものなり

笛　神人壱人黄袍烏帽子

田楽法師　宮仕一人

田樂法師

金色付立烏帽子赤地金襴乃袍奴袴い茶色の綾織拍板を襟にの
者て糸鞋を右手に
御法會の物は京都より田樂法師數輩ゝぐう御行列ゝ供奉ゝ
御旅所ゆく舞曲なり世先年より京都田樂法師付内一人歯ゝ
留めさせ爲ひ千万歳とのやいへるゝ子孫を老にも宮仕ゝ付
作付　御宮へ勤め両度の御神事の時ゝ田樂法師の役ゝ供
奉せり此當京都にも免るゝの其称号千寿万寿又十万歳百万寿
万ゝ寿ゝどゝ名乗といへり

大拍子　神人壱人黄袍烏帽子
神樂男　神人五人服色上ゝ同じ
八乙女　八人立花模様乃服を着ゝ千早を襲ひ袖ある白帽子を
被る

三綱僧　一人騎馬素袍着一人白張四人相随ふ
緋の袍裳赤地錦付五條袈裟浅黄地八ツ菱の紋ある指貫を着付里
俗名是を一対僧正と唱ふ一坊中より勤む
社家　騎馬に人に位乃来常形り
一騎ゝ素袍着一人宛白張四人宛相合二拾人相随ふ
御神馬柄投持　御厩付舎人一人白張
御神馬　三匹
に附二人宛各白張相合六人
合て九人
御厩別當　一人布衣　麻上下侍一人白張二人相随ふ
御鐵炮　五拾挺
二拾五人宛二行警固者人前ゝ進む猩々緋袋入深火縄附持人

帯刀法被花色縅紋丸輪宝垂地乃股引

御弓　五拾張

二拾五人宛二行警固同行黒塗空穂附持人法被上ヨ同

御鎗　五拾筋

二拾五人宛二行警固同行沖素鞘朝赤塗持人花色法被白袋子持

筋あり

鎧着　百人

五拾人宛二行其餘同行紀糸威大袖佩楯兜皆金色ゆり右刀を佩

裁附紺白の模様ゆを

童児　十二人六人宛二行警固二人同行

花櫻捨ヨ十二支を附らるものを肩ふいらぐき猪好地赤色乃袍

金ゆく摸拾あり白地ヨすを金の仮附きる大口ををけり

末社神　御面

五拾人二拾五人宛二行警固同行猩々緋の角形中同物ある袖を

羽織下に紺地に白く鱗形附らる裁附をヲ紀種く呉形ある面を

被ヨ各長杖を携ふ長六尺許黒色塗上下ハ滅金ゆ形ヨ

御翳　四本　持人神人口人二行

軍配団扇社大ゆるものすり長八尺許表裏塗柄ハ滅金翳

乃地赤地紋紗ゆく張其中に金沖紋を表面ハ附らり

御太刀負社家　一人猪馬口伯米幣社家一鶴勅之

沖右刀を赤地大和錦社沖袋に入真紀の紐ゆて奉背負素袍姿一人

白張口人相随ハ

御旗負社家　一人猪馬口伯米幣社家二鶴勅之

沖旗是ヨ赤地錦乃沖袋に入真紀の紐ゆく奉背負素袍着一人白

張弓人相随ふ

舜御鉾　三本警固二人第弓より進事第ふ同

此三本を三種の神器乃御鉾と称し乃第一乃御鉾を宝剣と称其次を日輪其次ハ月輪の御鉾と称せり御旗吹流し龍門絹御紋を一ツ附其外を巴又を落葵九曜等色々の紋様一流より五ツ宛附事り御紋をうり五ツ附あるも色深色五色を和種々の際色よりく御紋様白く深黄くり柄を黒朧色塗ふ〳〵くちらし蒔絵あり同塗竹箆壹〳〵弓人ふ〳〵く弩〳〵是を舁紅糸大綱を御鉾乃柄上ふ附事りを一人ふを引張持皆白張着於合又人宛三本ふ〳〵拾五人御鉾乃言凡一丈二尺許摠黒朧色鍍金かなものあり

祭御鉾　八本　白張五人宛於合弓拾人

此八本の御鉾乃りとに鍍金ふ〳〵松紅葉又を菊花等どを造りたり

御吹流し御紋或を深色其鉾の裏作第ふ鞨せり

御太鼓　白張着三人ふ〳〵荷ふ摠金色梔彩色模拾あり

御鉦鼓　白張着一人

御拕木　二基　白張二人宛二行於合弓人

猿面着小童　三拾人是を仰せ猿とも唱ふ

本猿牽　弓人二行

黒乃紗烏帽子猩〳〵緋の陣羽織宮仕の右力を第せ

宮仕　十人二行　黄絹のかさね衣白絹乃奴袴

神人　六拾人　二行黄麻社袍烏帽子白木綿の奴袴

東遊舞楽舞人　七人騎馬素袍若一人宛白張弓人宛於合凡三拾五人和琴ふ裏米笛の事い第ふいくるゞめし

伶人　二拾人　二行白張着二拾人和随ふ

烏兜半臂下襲赤袴大口袴浅黄糸鞋をもち紀歩行す伶人の一員笛
先に進み鞨鼓といへる金ぐさのたくさを鼓のかくるものを紀の
紐ゆく襟より掛右肩をかけ撞木を持てうつ又左の手に是も金ぐさを
振たぐみとて小さたぐさの重ねきるものを振なり左二員を
右鼓を打又束帯なるものは祇鼓をうつ其餘の伶人各三員を吹
荷ひ右鼓荷ひ祇鼓白張着二人完ふく荷ひ鼓合二人なり

御鷹匠　拾人二行

烏帽子狩衣右刀を佩き手に御鷹の作りものをすゑうう

御金幣　拾人神人一人黄袍白奴袴

御祭禮奉行　二人二行

赤色衣冠宿坊の院代お陪ふ素絹袖袈裟

日光奉行支配俎頭　二人二行

素袍侍烏帽子下紐侍二人素絹五條着用

日光奉行支配吟味役　其餘諸役人熨斗目麻上下ふく供奉

鹿沼社家　三人　本幡社家　一人烏帽子狩衣各二行小列

素袍着　五拾人　麻上下着　五拾人二拾五人完二行

御本社御神輿　白張着百人奉舁

御神輿金梨子地金御紋ちりし錦付御戸帳御ものの金色あり

四方小御簾を掛玉ふを数多あり御上屋付上に金の鳳凰其外

小者数十羽又神輿付左右の下れ方に金滅金の御衝立御竪一

尺程横一尺七八寸許地紋虎乃言蒔絵あり其餘乃結構なる事ハ

准ずく知るべし　一両天乃時を猩々緋の御雨覆を奉奥事ハ三奥とも

に右同

熨斗目麻上下着　五人完二行

御太鼓　白張着三人ふく荷ふ　御鉦鼓　白張着一人

御枕木　二基　白張二人宛於合ひ人

御金幣　持人神人一人黄袍白奴袴　素袍着　二拾人二行

御左の神輿　白張着五拾人奉舁

神輿金梨子地錦乃戸帳所紋巴付金紋ちゝ上屋の上に金の鳳凰

一羽外に小多菊ふ同じ其餘大概同じ神輿付下の方ふ金滅金

乃御立左右に猿の蒔絵模様付き也も御本社乃御飾と同じ

屬斗同麻上下着　二拾人二行

御太鼓　白張着三人　御鉦鼓　白張着一人

御枕木　二基　白張二人宛於合ひ人

御金幣　持人神人一人黄袍白奴袴　素袍着　二拾人二行

御右の神輿　白張着五拾人奉舁

神輿金梨子地錦付戸帳上屋北ふ上に小多

すゝ金色九の内ふ白ひ蒔荷の金所紋ちゝ其餘菊とおなじ

神輿乃左右の下ふ方に朱塗付多居所也

屬斗同麻上下着　二拾人二行

大千度行者　二拾人二行　亀髮白妙さ袈裟條掛裁附

日光山伏　三拾人二行　有髮兜巾條掛裁附袈裟白地ふ紺

星山伏　二拾人二行　ふく鱗形上下ともに一面ふ染附ゝり袈裟い菊と同じ

石橋真國
櫻井東　謹校
勝田閑齋

日光山志卷之五　大尾

官許 天保七年丙申九月
同 八年丁酉正月刻成

發行
書林

江戸浅草新寺町 和泉屋庄次郎
同 横山町三丁目 和泉屋金右衛門
同 芝神明前 岡田屋嘉七
同 中橋廣小路町 西宮彌兵衛
同 日本橋通二町目 小林新兵衛
同 所 山城屋佐兵衛
同 本石町十軒店 英大助
同 日本橋通壹町目 須原屋茂兵衛
同 日本橋通四町目 須原屋佐助
同 浅草茅町二町目 須原屋伊八

五ノ四十七